

## NPO 法人子どもの心理療法支援会認定 「子どもの精神分析的心理療法士」資格取得要項

### 1. 子どもの精神分析的心理療法士とは

「子どもの精神分析的心理療法士」資格は、NPO法人子どもの心理療法支援会（以下「本法人」）が、子どもの精神分析的心理療法を実施するために必要と考える技能・知識および経験を有すると認定した者に与える資格である。子どもの精神分析的心理療法士は、本法人が運営するセラピー事業における心理療法実施者として活動できる。また、子どもの精神分析的心理療法の普及のために、積極的に活動することが求められる。

### 2. 資格取得要件

本資格を取得しようとする者は、以下の要件を満たし、必要書類を記入の上で、本法人事務局に申請を行い、その後資格認定委員による面接を受ける必要がある。その後、資格審査委員会の会議での承認を経て、資格が与えられる。

#### (1) 事例経験

開始時に18歳以下で1年以上継続した心理療法を2事例以上、別々のスーパーバイザーの指導の下で行うことを必須とする。そのうち1事例は開始時に小学生以下でなければならない。また治療頻度は週に1回以上であること。その際のスーパーバイザーのうち一人は本NPOが指定するスーパーバイザー（指定スーパーバイザー表参照）であること。もう一人については精神分析学会認定スーパーバイザー、もしくは資格審査委員会が適切と認めたスーパーバイザーであること。

#### (2) 個人分析／心理療法

個人分析／心理療法を受けることを必須とする。頻度は最低週1回、週に3回以上であることが望ましい。また最低3年以上は継続して同一の分析家／心理療法士から受けること。

分析家については、原則として、本法人が推薦する分析家／心理療法士（別表参照）、もしくは資格認定委員会が適切と認めた分析家である。

#### (3) 単位取得

本法人が運営する精神分析的心理療法研修プログラムの各セミナーを修了し、表1に定める単位を取得すること。

表 1. 資格取得に必要な単位数

種別	研修名	単位数	最低基準単位		
理論 学習	文献講読 I ※ <sup>1</sup>	1 単位／年	3 単位	8 単位 以上	42 単位 以上
	文献講読 II	1 単位／年	1 単位以上		
	文献講読 III	1 単位／年			
	発達障害 WS 被虐待児 S 思春期 S	1 単位／年			
体験	乳児観察 ※ <sup>2</sup>	4 単位／年	8 単位	28 単位 以上	
事例	個人 SV	4 単位／年 ※ <sup>3</sup>	12 単位以上		
	GSV ※ <sup>4</sup>	2 単位／年	4 単位以上		
学会発表 論文 ※ <sup>5</sup>	学会発表	乳児観察: 2 単位		6 単位 以上	
		学会発表 ※ <sup>6</sup> : 2 単位	2 単位以上		
	論文	乳児観察論文 (査読あり): 4 単位	4 単位以上		
		子どもの事例論文 (査読あり): 4 単位			
	乳児観察および子どもの事 例に関する論文(査読なし): 2 単位				

※1: 文献講読 I は、1 年目「フロイト」、2 年目「クライン」、3 年目「ビオン」を 1 タームとしている。このため、各テーマについて単位を取得しなければならない。

※2: 乳児観察はセミナー参加期間ではなく、自身の観察を行った期間とする。

※3: 個人スーパービジョンについては原則毎週行われるものとする。隔週の場合は 1 年で 2 単位とする。ただし、2 事例のうち最低 1 事例については毎週のスーパービジョンを受けていること。一人のスーパーバイザーで算出できる単位は 8 単位までとする。

※4: グループスーパービジョンについては原則隔週で行われるものとする。月 1 回の場合は 1 年で 1 単位とする。

※5: 査読ありの論文を少なくとも 1 本執筆することを必須とする。事例の発表及び論文の事例は、スーパービジョンを受けた子ども(18 歳以下)を対象とするものに限る。

※6: 学会発表は日本精神分析学会における研修症例発表、もしくはそれと同等と資格審査委員会が認定する学会での発表とする。

### 3. 資格申請料

資格取得にかかる審査料と資格証発行料として1万円を申請時に事務局に支払うこと。支払いは振込みで、「郵便局 00980-8-150282 加入者名:NPO 法人子どもの心理療法支援会セミナー」に振り込むこと。

### 4. 資格取得に関する補助

#### (1) 資格候補生制度

本法人正会員で、「子どもの精神分析的心理療法BASIC」修了した者またはそれと同等以上の研修を終えたことを証明することができる者は、資格取得のための補助を申請することができる。補助申請があった場合、本法人の資格審査委員会が面接を行った上で審査し、本法人理事会の承認を経て若干名を資格候補生として認定する。資格候補生に対しては、資格取得にかかわる費用のうち指定するセミナーの受講料半額分を減額する。また、資格取得にかかわる論文指導などを受けることができる。

ただし、資格候補生は、資格取得に際して、以下の要件を満たす必要があり、それを満たすことができない場合には、補助された金額を返還しなければならない。

- ① 研修期間を通じて京都精神分析研究会に8割以上参加すること。
- ② 研修期間を通じて格別の理由がない限り、本法人総会に出席すること。
- ③ 資格取得に必要な単位数に関して、理論学習については表2の要件を満たすこと。

表2. 資格取得に必要な理論学習の単位数(資格候補生)

種別	研修名	単位数	最低基準単位	
理論 学習	文献講読Ⅰ	1年で1単位	3単位	11単位 以上
	文献講読Ⅱ	1年で1単位	3単位	
	文献講読Ⅲ	1年で1単位	2単位	
	発達障害WS 被虐待児S 思春期S	1年で1単位	3単位以上 ただし2種類以上のセミナーを受講すること	

- ④ 研修の期限は原則8年とし、そこで資格取得に至らなかった場合は、補助金を返還すること。
- ⑤ 資格取得後は、本法人の運営に積極的に参加すること。

#### (2) チューター制度

資格取得を希望する者は、本法人事務局を通じて、申し込むことにより、資格取得に関わる悩みや疑問について資格取得者によって構成されるチューターと随時相談することができる。

## 5. 研修モデル

研修を受ける際のモデルケースとして、本法人は、以下のものを想定しているので、参考にさせていただきたい。

1年目	乳児観察	文献Ⅲ			
2年目	乳児観察	文献Ⅲ	—————→		乳児観察論文発表
3年目	文献Ⅰ	文献Ⅱ	その他セミナー	GSV	
4年目	文献Ⅰ	文献Ⅱ	その他セミナー	GSV	→精神分析学会研修症例発表
5年目	文献Ⅰ	文献Ⅱ	その他セミナー	GSV	→子どもの心理療法論文提出

## 6. その他(その後の研修)

子どもの精神分析的な心理療法士資格の取得は、一定程度の技能・知識・経験を有することを認めるものであり、資格取得後も継続して自己研鑽に努めることが勧められる。資格取得後に目指すべき方向として、以下のものが挙げられる。

- ① 子どもの精神分析的な心理療法士の資格を取得したものは、引き続き自身の臨床に関する研鑽に努め、日本精神分析学会認定精神分析的な心理療法士・精神療法医の資格を取得することが強く勧められる。